



茨城労働局発表
平成31年4月9日

担 当	茨城労働局職業安定部職業対策課
	課 長 清水 いずみ
	地方障害者雇用担当官 鈴木 崇
	電 話 029(224)6219

民間企業の実雇用率は2.07% ～雇用障害者数・実雇用率は過去最高を更新～

茨城労働局(局長 福元 俊成)は、このほど、茨城県内の民間企業における平成30年6月1日現在の障害者雇用状況を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.2%)以上の障害者の雇用を義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、障害者の雇用義務のある事業主に対し、平成30年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新【次ページのグラフ参照】

- ・雇用障害者数は5,886.5人(5,426.0人)で、対前年比8.5%、460.5人増加
- ・実雇用率は2.07%(1.97%)で、対前年比0.10ポイント上昇
全国の実雇用率は2.05%で、茨城県は全国数値を0.02ポイント上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は49.7%(55.9%)で、対前年比6.2ポイント減少
全国の法定雇用率達成企業割合は45.9%で、茨城県は全国数値を3.8ポイント上回った。

※()は前年の値

○平成30年4月1日より精神障害者が障害者雇用率の算定基礎に加わることを踏まえた、前年報告との変更点について

- ・民間企業における法定雇用率が、2.0%から2.2%に変更
- ・障害者雇用義務の対象となる民間企業の範囲が、労働者数50人以上から45.5人以上に変更
- ・精神障害者である短時間労働者に関する雇用率算定方法の特例措置を導入

※雇用障害者数のカウント方法の詳細については、P5参照

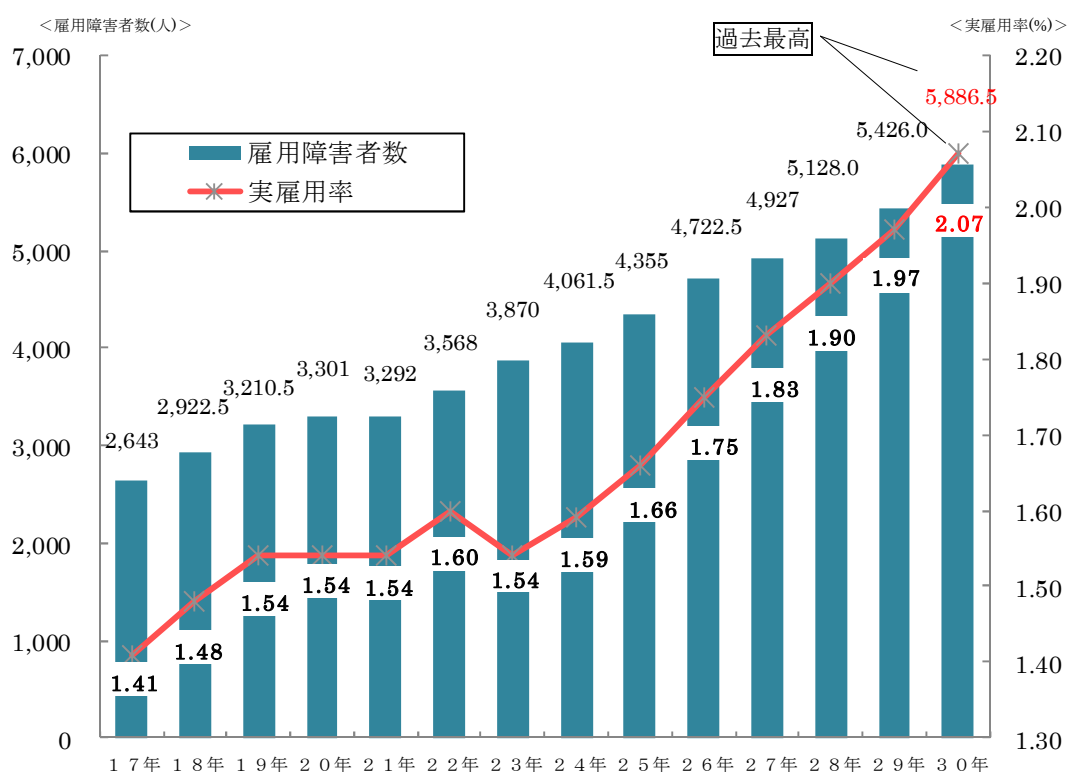
茨城県の「障害者雇用状況」報告集計結果（概要）

民間企業における雇用状況

（１）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（別添第１表）

- ① 民間企業（45.5人以上規模の企業、法定雇用率2.2%）における雇用されている障害者数は5,886.5人で、前年より8.5%（460.5人）増加し、9年連続で過去最高となった。
- ② 雇用されている障害者のうち、身体障害者は3,522.0人（対前年比3.6%増）、知的障害者は1,485.0人（同3.5%増）、精神障害者は879.5人（同48.3%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。
- ③ 実雇用率は6年連続で過去最高の2.07%（前年は1.97%）、法定雇用率達成企業の割合は49.7%（同55.9%）であった。

民間企業の雇用障害者数と実雇用率の推移



(注)平成18年4月、平成22年7月及び平成30年4月において、雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われるなどしているため、各年度の単純比較はできないものであること

(2) 企業規模別の状況 (別添第2表) ※ () は前年の値

- ① 雇用されている障害者数についてみると、45.5～100人未満規模企業は1,077.5人(前年は942.5人)、100～300人未満は1,788.0人(同1,603.0人)、300～500人未満は720.5人(同677.0人)、500～1,000人未満は681.0人(同624.5人)、1,000人以上は1,619.5人(同1,579.0人)であった。
- ② 実雇用率についてみると、45.5～100人未満は1.94%(前年は2.03%)、100～300人未満は2.06%(同1.88%)、300～500人未満は1.80%(同1.71%)、500～1,000人未満は2.19%(同2.15%)、1,000人以上は2.27%(同2.12%)であった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.07%(同1.97%)と比較すると、500人～1,000人未満規模企業と1,000人以上規模企業が上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合についてみると、45.5～100人未満は46.0%(前年は53.6%)、100～300人未満は56.5%(同59.3%)、300～500人未満は42.6%(同46.6%)、500～1,000人未満は54.9%(同68.1%)、1,000人以上は45.2%(同59.4%)であった。
民間企業全体の割合49.7%(同55.9%)と比較すると、100～300人未満規模企業と500～1,000人未満規模企業が上回っている。

(3) 産業別の状況 (別添第3表)

- ① 産業別についてみると、雇用されている障害者数は、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」以外の全ての業種で前年を上回っている。
- ② 実雇用率では、「農、林、漁業」(2.25%)、「医療、福祉」(2.71%)の2業種が民間企業全体の実雇用率(2.07%)及び法定雇用率(2.2%)を上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合では、「農、林、漁業」(80.0%)、「製造業」(56.7%)、「宿泊業、飲食サービス業」(51.7%)、「医療、福祉」(54.9%)の4業種が、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合(49.7%)を上回っている。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 (別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業の割合は、50.3%(前年は44.1%)であった。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、69.2%を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、96.2%を占める。)
- ③ 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、61.6%を占めている(0人雇用企業のうち300人未満の企業が、99.4%を占める。)

(5) 今後の取組み

茨城労働局・ハローワークでは、更なる障害者雇用の推進のために、以下の取組みを実施します。

① 法定雇用率未達成企業に対する指導

以下の未達成企業を中心に、訪問による指導を実施します。

ア) 障害者雇用納付金制度の対象である企業規模 100 人を超える法定雇用率未達成企業

イ) 法定雇用率未達成企業のうち雇用障害者の数が 0 人である企業（「雇用ゼロ企業」）

特に雇用ゼロ企業を対象に、労働局又はハローワークが中心となって、障害者支援機関の支援者等からなる雇用推進のためのチームを設置し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの支援を実施します。

② 障害者就職面接会の開催

法定雇用率未達成企業に対して、障害者及び企業等が一堂に会する障害者就職面接会への参加を要請します。

③ 茨城障害者職業センター等関係機関との連携強化

茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、職場適応援助及び同行紹介等、法定雇用率未達成企業への就職支援を行い、着実な雇用に結びつけます。

④ 障害者雇用の促進に向けた P R 活動の展開

茨城県と連携し、経済団体等への要請活動、障害者雇用促進 P R キャンペーン、ポスターの掲示、各種広報誌の発行などを通じて、さらなる障害者雇用の促進に向けた P R 活動に努めます。

⑤ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

精神障害者及び発達障害者の雇用は近年増加傾向にあるため、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催し、企業の方に対し、精神障害者及び発達障害者と共に働くために必要な配慮を学ぶ機会を提供します。

◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|----|---|---|
| ○ 民間企業 | …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 | …… | | 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …… | | 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

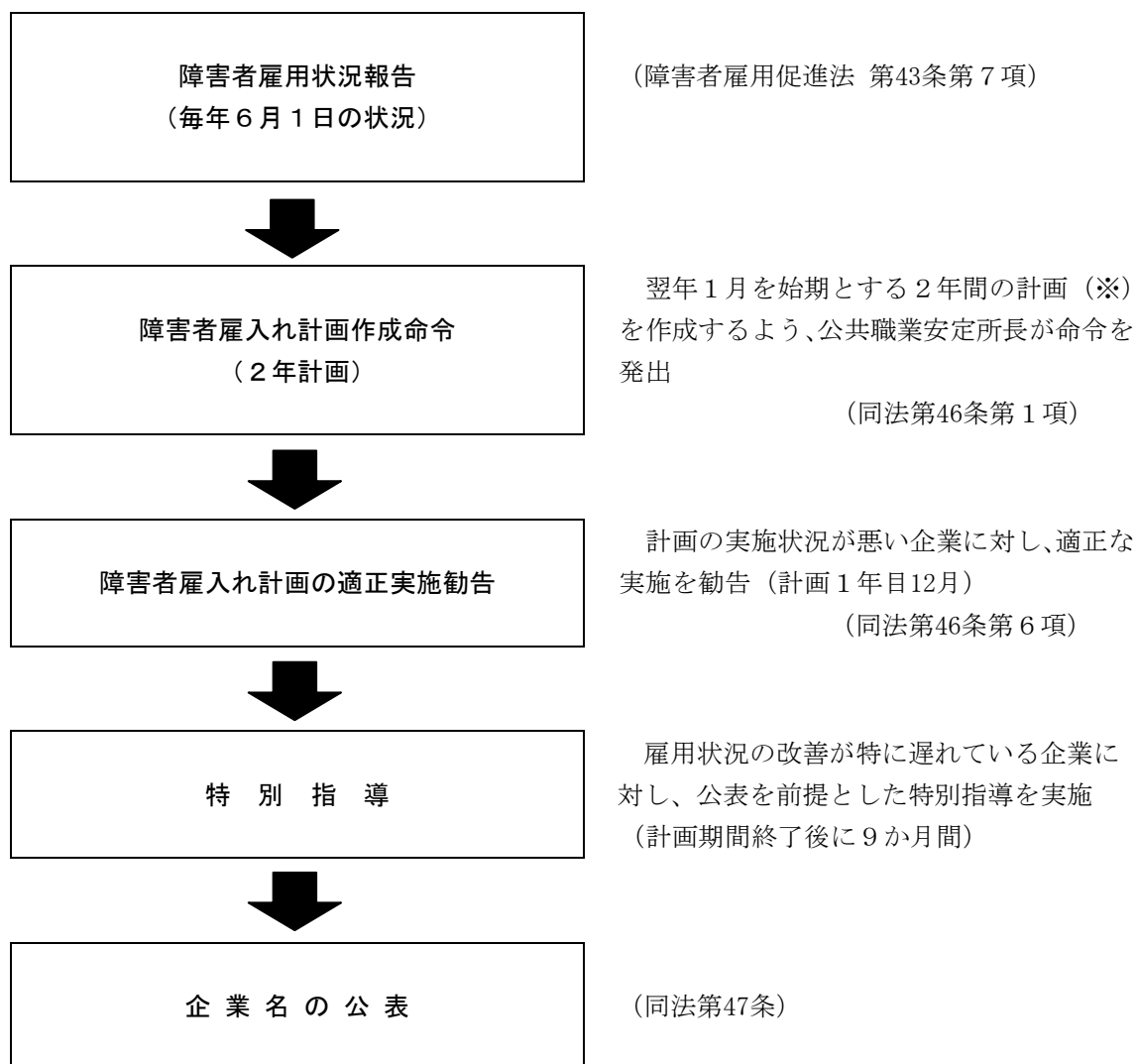
【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間勤務労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる（平成30年4月1日より）。
 - ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
 - ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[全国の指導実績]

- 平成29年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 179社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 51社
 - * 「特別指導」の実施 23社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 294社 (29年度)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)
 - 23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、平成29年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	／ 100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	／ 3,713
青森	2.23	0.17	52.9	△4.2	530	／ 1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	／ 1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	／ 1,525
秋田	2.07	0.09	58.0	△3.0	448	／ 773
山形	2.06	0.03	50.8	△7.2	485	／ 954
福島	2.04	0.09	53.1	△2.6	757	／ 1,425
茨城	2.07	0.10	49.7	△6.2	799	／ 1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	／ 1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	／ 1,544
埼玉	2.15	0.14	46.1	△3.3	1,549	／ 3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	／ 2,535
東京	1.94	0.06	29.6	△4.5	6,177	／ 20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	／ 4,767
新潟	2.06	0.10	55.4	△4.6	1,087	／ 1,963
富山	2.04	0.07	54.9	△3.6	593	／ 1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	／ 1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	／ 737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	／ 623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	／ 1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	／ 1,584
静岡	2.05	0.08	49.1	△3.8	1,460	／ 2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	／ 6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	／ 1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	／ 888
京都	2.13	0.06	49.5	△3.6	929	／ 1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	／ 8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	／ 3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	／ 645
和歌山	2.36	0.11	58.7	△3.4	361	／ 615
鳥取	2.22	0.06	56.5	△3.2	266	／ 471
島根	2.40	0.15	65.9	△2.2	385	／ 584
岡山	2.52	0.00	51.5	△4.2	735	／ 1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	／ 2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	／ 954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	／ 511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	／ 864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	／ 1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	／ 539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	／ 3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	／ 603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	／ 1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	／ 1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	／ 845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	／ 822
鹿児島	2.34	0.12	59.1	△2.6	757	／ 1,281
沖縄	2.73	0.30	57.7	△3.9	568	／ 985

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

平成30年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

県内に本社を置く従業員規模45.5人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,607企業で、雇用されている障害者数は5,886.5人、実雇用率は2.07%、雇用率達成企業の割合は49.7%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

区分 調査日	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数 合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
			重度身体 障害者	重度身体 障害者 以外	短時間 重度身体 障害者	短時間 重度身体 障害者 以外	重度知的 障害者	重度知的 障害者 以外	短時間 重度知的 障害者	短時間 重度知的 障害者 以外	精神 障害者	短時間 精神 障害者	うち 特例 該当者 (注3)※	身体計 (A×2+B +C+D× 0.5)	知的計 (E×2+F +G+H× 0.5)	精神計 (I+(J- K)×0.5+ K)				
平成30年6月1日	1,607	285,042.0	1,035	1,237	117	196	232	844	60	234	455	468	381	3,522.0	1,485.0	879.5	5,886.5	2.07	799	49.7
平成29年6月1日	1,417	274,919.5	982	1,206	132	192	229	807	61	218	383	420	3,398.0	1,435.0	593.0	5,426.0	1.97	792	55.9	

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

(注3) 短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

※下線部が「K特例該当者」を指す（平成30年4月1日より）。

(注4) 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者も実雇用率の算定対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分 規模別	年度	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数 合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
				重度身体 障害者	重度身体 障害者 以外	短時間 重度身体 障害者	短時間 重度身体 障害者 以外	重度知的 障害者	重度知的 障害者 以外	短時間 重度知的 障害者	短時間 重度知的 障害者 以外	精神 障害者	短時間 精神 障害者	うち 特例 該当者	身体計 (A×2+B +C+D× 0.5)	知的計 (E×2+F +G+H× 0.5)	精神計 (I+(J- K)×0.5+ K)				
45.5～ 100人未満	30年	842	55,615.0	136	206	21	57	44	135	29	47	72	211	194	527.5	275.5	274.5	1,077.5	1.94	387	46.0
	29年	662	46,450.5	111	192	32	56	41	127	25	47	68	286	474.0	257.5	211.0	942.5	2.03	355	53.6	
100～ 300人未満	30年	568	86,962.5	300	429	41	58	58	270	9	71	131	137	118	1,099.0	430.5	258.5	1,788.0	2.06	321	56.5
	29年	560	85,088.5	289	419	35	48	65	249	9	50	113	42	1,056.0	413.0	134.0	1,603.0	1.88	332	59.3	
300～ 500人未満	30年	115	39,994.0	142	139	9	25	32	87	7	29	71	41	24	444.5	172.5	103.5	720.5	1.80	49	42.6
	29年	116	39,690.5	136	145	21	28	28	79	7	28	54	30	452.0	156.0	69.0	677.0	1.71	54	46.6	
500～ 1,000人未満	30年	51	31,156.0	139	154	20	19	28	83	3	15	57	16	10	461.5	149.5	70.0	681.0	2.19	28	54.9
	29年	47	29,035.5	123	150	17	22	28	76	3	18	48	17	424.0	144.0	56.5	624.5	2.15	32	68.1	
1,000人 以上	30年	31	71,314.5	318	309	26	37	70	269	12	72	124	63	35	989.5	457.0	173.0	1,619.5	2.27	14	45.2
	29年	32	74,654.5	323	300	27	38	67	276	17	75	100	45	992.0	464.5	122.5	1,579.0	2.12	19	59.4	
合計	30年	1,607	285,042.0	1,035	1,237	117	196	232	844	60	234	455	468	381	3,522.0	1,485.0	879.5	5,886.5	2.07	799	49.7
	29年	1,417	274,919.5	982	1,206	132	192	229	807	61	218	383	420	3,398.0	1,435.0	593.0	5,426.0	1.97	792	55.9	

※45.5～100人未満の欄の29年は、50～100人未満となる。

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分 産業別	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	障害者数合計 (L+M+N)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	うち特例該当者	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+J-K)×0.5+K				
農、林、漁業	30年	15	1,265.5	6	6	0	0	2	3	1	1	2	0	0	18.0	8.5	2.0	28.5	2.25	12	80.0
	29年	14	1,266.0	3	4	0	0	1	4	0	2	2	0	0	10.0	7.0	2.0	19.0	1.50	9	64.3
鉱業、採石業、砂利採取業	30年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—
	29年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—
建設業	30年	41	3,901.0	17	7	0	0	0	3	0	0	3	0	0	41.0	3.0	3.0	47.0	1.20	18	43.9
	29年	37	3,729.5	18	8	0	1	0	2	0	1	3	0	0	44.5	2.5	3.0	50.0	1.34	19	51.4
製造業	30年	485	80,632.0	314	426	19	21	60	281	5	23	123	14	10	1,083.5	417.5	135.0	1,636.0	2.03	275	56.7
	29年	420	75,758.0	301	424	16	14	58	261	4	13	97	10	0	1,049.0	387.5	102.0	1,538.5	2.03	263	62.6
電気・ガス・熱供給・水道業	30年	4	578.5	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5.0	0.0	2.0	7.0	1.21	1	25.0
	29年	4	583.5	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	6.0	0.0	2.0	8.0	1.37	2	50.0
情報通信業	30年	53	10,162.5	47	39	1	2	0	0	1	1	24	3	3	135.0	1.5	27.0	163.5	1.61	15	28.3
	29年	42	9,797.0	50	34	2	2	0	0	1	1	24	3	0	137.0	1.5	25.5	164.0	1.67	14	33.3
運輸業、郵便業	30年	120	18,173.5	53	116	3	7	14	44	0	8	18	4	2	228.5	76.0	21.0	325.5	1.79	53	44.2
	29年	105	17,253.0	54	105	4	6	13	47	0	6	18	2	0	220.0	76.0	19.0	315.0	1.83	57	54.3
卸売業、小売業	30年	160	53,319.5	143	172	26	43	71	238	13	95	98	72	37	505.5	440.5	152.5	1,098.5	2.06	67	41.9
	29年	155	55,727.0	140	183	34	49	70	240	19	98	77	60	0	521.5	448.0	107.0	1,076.5	1.93	69	44.5
金融業、保険業	30年	13	10,506.5	64	49	4	3	3	7	2	1	7	5	4	182.5	15.5	11.5	209.5	1.99	4	30.8
	29年	13	10,567.5	66	50	3	2	3	7	2	1	11	1	0	186.0	15.5	11.5	213.0	2.02	7	53.8
不動産業、物品賃貸業	30年	17	2,756.0	12	8	0	0	1	6	0	1	2	2	1	32.0	8.5	3.5	44.0	1.60	5	29.4
	29年	14	2,508.0	8	12	1	0	1	6	0	1	3	1	0	29.0	8.5	3.5	41.0	1.63	6	42.9
学術研究・専門・技術サービス業	30年	33	5,455.0	26	22	0	0	0	3	0	0	14	1	1	74.0	3.0	15.0	92.0	1.69	16	48.5
	29年	24	4,352.5	17	20	1	0	0	4	1	0	8	1	0	55.0	5.0	8.5	68.5	1.57	13	54.2
宿泊業、飲食サービス業	30年	29	3,635.5	7	10	4	4	2	19	1	9	3	2	1	30.0	28.5	4.5	63.0	1.73	15	51.7
	29年	24	3,224.0	7	6	3	4	2	19	1	5	3	2	0	25.0	26.5	4.0	55.5	1.72	13	54.2
生活関連サービス業、娯楽業	30年	54	6,632.5	12	28	3	3	8	29	3	2	9	6	1	56.5	49.0	12.5	118.0	1.78	24	44.4
	29年	52	6,766.5	16	23	3	8	8	22	2	3	5	6	0	62.0	41.5	8.0	111.5	1.65	25	48.1
教育、学習支援業	30年	30	3,570.0	14	10	0	2	2	0	0	0	8	0	0	39.0	4.0	8.0	51.0	1.43	14	46.7
	29年	27	3,456.5	14	10	0	0	2	0	0	0	8	0	0	38.0	4.0	8.0	50.0	1.45	17	63.0
医療、福祉	30年	379	54,348.5	205	220	43	73	55	168	32	82	95	330	306	709.5	351.0	413.0	1,473.5	2.71	208	54.9
	29年	335	51,271.0	185	206	50	73	55	151	25	80	79	312	0	662.5	326.0	235.0	1,223.5	2.39	208	62.1
複合サービス業	30年	24	6,305.5	31	18	4	3	2	8	1	0	19	9	4	85.5	13.0	25.5	124.0	1.97	11	45.8
	29年	21	6,118.5	28	19	4	3	3	8	1	0	16	5	0	80.5	15.0	18.5	114.0	1.86	13	61.9
サービス業(他に分類されないもの)	30年	150	23,800.0	82	105	10	35	12	35	1	11	28	20	11	296.5	65.5	43.5	405.5	1.70	61	40.7
	29年	130	22,541.0	73	100	11	30	13	36	5	7	27	17	0	272.0	70.5	35.5	378.0	1.68	57	43.8
合計	30年	1,607	285,042.0	1,035	1,237	117	196	232	844	60	234	455	468	381	3,522.0	1,485.0	879.5	5,886.5	2.07	799	49.7
	29年	1,417	274,919.5	982	1,206	132	192	229	807	61	218	383	420	0	3,398.0	1,435.0	593.0	5,426.0	1.97	792	55.9

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分 規模別	法定雇用率未達成企業の数	未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数					
		うち0.5人又は1人不足	うち1.5人又は2人不足	うち2.5人又は3人不足	うち3.5人又は4人不足	うち4.5人又は5人以上不足	
計	808	559	142	51	33	23	498
	100.0%	69.2%	17.6%	6.3%	4.1%	2.8%	61.6%
45.5～100人未満	455	439	16	0	0	0	413
	100.0%	96.5%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	90.8%
100～300人未満	247	99	107	28	11	2	82
	100.0%	40.1%	43.3%	11.3%	4.5%	0.8%	33.2%
300～500人未満	66	12	13	17	12	12	3
	100.0%	18.2%	19.7%	25.8%	18.2%	18.2%	4.5%
500～1,000人未満	23	7	4	4	4	4	0
	100.0%	30.4%	17.4%	17.4%	17.4%	17.4%	0.0%
1,000人以上	17	2	2	2	6	5	0
	100.0%	11.8%	11.8%	11.8%	35.3%	29.4%	0.0%

※比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。